

川崎市職員共済組合被扶養者認定基準

平成 21 年 11 月 27 日

21 川共済第 319 号

最近改正 平成 28 年 1 月 1 日 27 川共済第 780 号

(目的)

第 1 条 この基準は、川崎市職員共済組合（以下「組合」という。）が地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める被扶養者の認定等を公平かつ適正に行うため、法令その他関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(被扶養者の範囲)

第 2 条 この基準でいう被扶養者とは、次の各号に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持されている者をいう。

- (1) 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実上の配偶者」という。）を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- (3) 組合員の事実上の配偶者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続き組合員と同一の世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、被扶養者としな

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条の規定による後期高齢者医療の被保険者及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者
- (2) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者、日雇特例被保険者若しくは船員保険の被保険者又はその組合員若しくは被保険者の被扶養者
- (3) 組合員以外の者がその者に係る扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- (4) 組合員以外に他の扶養義務者がいる場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- (5) 主として組合員の収入により生計が維持されている実態を組合が確認できない者

(収入の種類及び収入額)

第 3 条 この基準でいう収入とは、給与、年金（公的年金、企業年金、私的年金、遺族年金等非課税扱いの年金等を含む。）、恩給、利子、配当、不動産、事業、農業その他の収入、雇用保険法に基づき支給される失業等給付金、健康保険法等に基づき支給される傷病手当金及び出産手当金（付加金を含む。）、組合員以外の者からの仕送り（生計費、養育費等）その他継続的に得ているすべての収入をいう。

2 この基準でいう収入額とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 利子、配当、不動産、事業、農業その他の収入額 年間の収入額からその収入額を得るために必要な経費を控除して得た額
- (2) 公的年金収入額 年金額の改定等に係る直近の通知書に記載された額。ただし、公的年金を受給しようとしている場合は、年金額試算書に示された年金額

(3) その他の収入額 支給された額。ただし、給与収入額については、交通費、通勤手当等として給与明細書等に記載されている額を控除して得た額

(被扶養者の申告)

第4条 組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、その組合員は、遅滞なく、被扶養者申告書（以下「申告書」という。）に次条に規定する必要書類を添付し、原則として所属所長を経て組合へ申告しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者に該当し被扶養者がその要件を欠くに至った場合で、組合がその事実を組合員原票、申告書その他組合が保有する書類により確認したときは、この限りでない。

(申告書の添付書類)

第5条 組合員は、被扶養者の要件を備える者（以下「認定対象者」という。）がある場合は、申告書に次の各号に掲げる書類（日本語以外で記載されているものは、翻訳文の添付を要する。）のうち、組合が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 扶養状況を確認する書類

- ア 世帯全員の住民票（続柄を省略していないもの。）
- イ 戸籍謄（抄）本又は戸籍全部（個人）事項証明書
- ウ 在学証明書又は当該年度の検印のある学生証の写し
- エ 扶養親族申立書

(2) 収入状況を証明する書類

- ア 年金受給に係る直近の通知書の写し又は年金額試算書の写し
- イ 申告日から3か月以内の日付けのある給与月額を証する書類（給与明細書等の写し）
- ウ 確定申告書及び収支内訳書等の写し（税務署の受付印のあるもの。）
- エ 送金証明書（振替相手先の氏名及び金額が印字された預金通帳又は金融機関の受領印のある口座振替依頼書。なお、口座振替は、毎月1回以上、第12条第3号に規定する額以上が振替されていること。）
- オ 住民税（非）課税証明書
- カ 雇用保険受給資格者証の写し
- キ （雇用保険受給に関する）申立書
- ク 扶養親族申立書
- ケ 扶養の事実及び扶養しなければならない事情を確認できる書類
- コ その他組合が必要と認める書類

2 組合員は、被扶養者の要件を欠くに至った被扶養者（以下「取消対象者」という。）がある場合は、申告書に次のアからケまでに掲げる書類（日本語以外で記載されているものは、翻訳文の添付を要する。）のうち、組合が必要と認める書類を添付しなければならない。

- ア 世帯全員の住民票（続柄を省略していないもの。）
- イ 戸籍謄（抄）本又は戸籍全部（個人）事項証明書
- ウ 就職した日を証する書類

- エ 月額収入を証する書類
- オ 医師による診断書の写し
- カ 年金証書又は年金改定通知書の写し
- キ 雇用保険受給資格者証の写し
- ク その他申立書
- ケ その他組合が必要と認める書類

(申告書の審査)

第6条 組合は、第4条に規定する申告書が提出された場合において、第8条から第12条までに規定する認定要件に基づきその申告内容及び添付書類を審査し、申告内容に疑義があるもの、記載内容が不備なもの又は添付書類が不足しているものがあるときは、申告した組合員又は所属所長への照会、申告書の返戻、必要書類の請求等を行うことができる。

2 組合は、認定対象者に係る申告書の審査において、認定要件を欠いている申告がある場合は、当該申告書に認定できない理由を付し、原則として所属所長を経てその組合員へ通知しなければならない。

3 組合は、取消対象者に係る申告書の審査において、被扶養者の要件を欠いていることが確認できる場合は、被扶養者の認定を取消し、原則として所属所長を経てその組合員へ通知しなければならない。

(申告の無効)

第7条 組合は、認定対象者に係る申告書の審査において、組合が提出を求めた必要書類の提出を組合員が正当な理由なく拒否し、又は組合が定めた提出期限までに正当な理由なく提出しない場合は、当該組合員は、認定対象者を申告する意思を放棄したものとみなし、当該申告は、無効とすることができる。

(認定対象者の収入要件)

第8条 認定対象者の収入額は、次の各号に掲げる収入要件のいずれかに該当していなければならない。ただし、次の各号に掲げる金額（以下「収入限度額」という。）の範囲内の者であっても、主として組合員の収入によりその者の生計が維持されている実態を組合が確認できない場合は、被扶養者として認定しない。

(1) 年額130万円未満であること。ただし、給与等月を単位として支給されるものである場合は月額10万8千円以下、雇用保険の基本手当、健康保険等の傷病手当金等日を単位として支給されるものである場合は日額3千561円以下であること。

(2) 収入の全部若しくは一部が障害を支給事由とする公的年金等である者又は60歳以上の者であって収入の全部若しくは一部が公的年金等に係る収入である者については、年額180万円未満であること。ただし、給与等月を単位として支給されるものである場合は月額15万円未満、雇用保険の基本手当、健康保険等の傷病手当金等日を単位として支給されるものである場合は日額4千931円以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、認定対象者に組合員以外の配偶者がある場合は、その者と当該配偶者との年収合計額は、260万円未満でなければならない。なお、前述の年収合計額が180万円以上260万円未満の場合、収入が高い者については認定しない。

(収入月額が一定でない場合の認定要件)

第9条 収入月額が一定でない者を認定対象者とする申告があった場合は、組合は、事由発生月の前後3か月の平均収入月額が収入限度額内であるかを確認して認定の可否を決定する。

(無収入となった場合の認定要件)

第10条 退職、事業の廃止等により無収入となった者を認定対象者とする申告があった場合は、組合は、当該認定対象者の今後の就労の意向、収入見込額等を勘案して認定の可否を決定する。

(共同扶養の場合の認定要件)

第11条 夫婦が共同して扶養している者を認定対象者とする申告があった場合は、原則として年収額の多い者を主たる扶養義務者とする。ただし、夫婦とも組合員であって年収額が同程度(夫婦の年収額の差が年収額の多い者の年収額の10%以内である場合に限る。)である場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者としてすることができる。

2 前項に規定する年収額とは、認定対象者に係る申告書が提出された日(以下「申告書提出日」という。)の属する年の前年分又は申告書提出日前1年間の収入額をいう。ただし、今後の収入見込額が大幅に変動する可能性がある場合については、申告書提出日後1年間の収入見込額とする。

3 夫婦以外の者が共同で扶養している場合は、共同扶養者の年収額、扶養能力、扶養しなければならない経緯又は理由、同居の有無その他社会通念等を勘案し、組合が主たる扶養義務者を決定する。

(別居の場合の認定要件)

第12条 組合員と同一世帯に属さない者を認定対象者とする申告があった場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているときに限り、被扶養者として認定する。

- (1) 認定対象者の収入額は、収入限度額内であって、かつ、組合員からの送金額より少ない額であること。
- (2) 認定対象者の収入額と組合員からの送金額の合計額は、年額130万円以上であること。
- (3) 組合員から認定対象者1人につき生活費として毎月1回以上、月額54,000円以上を金融機関を経由して送金していること。ただし、次条第1項第1号又は第2号に規定する定認又は在学特認に該当する子の場合は、当該学費相当額を送金額に算入することができる。
- (4) 組合員の収入額から認定対象者への送金額を控除して得た額は、年額130万円以上であること。
- (5) 認定対象者が扶養能力を有する扶養義務者と同居していないこと。

(被扶養者の認定)

第13条 組合は、第6条第1項に規定する認定対象者に係る申告書を審査した結果、被扶養者の要件を満たしていることが確認できる場合は、次の各号に掲げる区分により被扶養者として認定し、原則として所属所長を経てその組合員に通知しなければならない。

- (1) 定認 配偶者及び18歳未満の子(15歳以上18歳未満の子は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)第1条に規定する高等学校又

は高等学校に準ずる学校の昼間部に在学している場合に限る。)

(2) 在学特認 18歳以上の子で学校教育法第1条に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校の昼間部に在学している者

(3) 特認 前2号以外の者

(被扶養者の要件)

第14条 第8条から前条までの規定は、現に被扶養者として認定されている者について準用する。この場合において、「認定対象者」とあるのは「被扶養者」と読み替えるものとする。

(認定の効力発生日)

第15条 被扶養者の認定の効力は、組合が被扶養者の要件を満たしていることを確認した日(以下「認定日」という。)から生じる。ただし、認定を受けるべき事由(以下「認定事由」という。)が生じた日から30日以内に適正な申告書を組合が受理した場合は、認定事由の生じた日をもって認定日とする。

2 適正な申告書が提出された日が認定事由の生じた日から30日を超えている場合は、当該申告書を組合が受理した日をもって認定日とする。

3 組合は、前2項に規定する組合が受理した日を、適正な申告書を組合の指定したものが受理した日とすることができる。

(認定取消しの効力発生日)

第16条 被扶養者の認定取消しの効力は、被扶養者がその要件を欠くに至った事実の生じた日(以下「喪失日」という。)から生じる。ただし、被扶養者の死亡にあっては死亡した日の翌日、年金額の改定等にあっては改定等に係る通知書の発行された日、新たに年金受給権が発生した場合で年金受給額が収入限度額以上であるときは年金受給権が発生した日の属する月の翌月1日とする。ただし、障害を支給事由とする公的年金等については、年金の裁定通知書が発行された日とする。

2 第3条第2項第1号に規定する利子、配当、不動産、事業、農業その他の収入額のある被扶養者については、1月1日から同年12月31日までの1年間の収入合計額が収入限度額以上となった年の1月1日を喪失日とする。ただし、年の途中で収入限度額以上となることが明らかとなった場合に、組合員から認定取消しの適正な申告書が提出されたときは、明らかとなった日の属する月の初日を喪失日とすることができる。

3 第9条に規定する収入額が一定でない被扶養者については、原則として前後3か月の平均月収額が収入限度額を上回った月の初日を喪失日とする。

4 被扶養者が組合員と別居した場合は、別居した日を喪失日とする。ただし、別居した日の属する月内に第12条に定める要件をすべて満たしているときに限り、引き続き被扶養者として認定することができる。

(扶養状況調査)

第17条 組合は、随時に被扶養者の要件具備について、組合員に対して資料の提出を求め、質問をする等扶養状況に関し必要な調査を行うことができる。

2 組合は、被扶養者を対象として年1回以上、認定切替調査(以下「調査」という。)を行うものとし、調査対象とする被扶養者(以下「調査対象者」という。)の範囲及び

実施時期は、理事長がその都度定め、所属所長に通知する。

- 3 調査対象者の組合員は、被扶養者（継続）申告書（以下「認定切替申告書」という。）に必要書類を添付し、原則として所属所長を経て組合へ提出しなければならない。
- 4 認定切替申告書に添付する必要書類は、第5条第1項に規定する書類のうち、組合が必要と認める書類とする。
- 5 認定切替申告書の審査は、第6条の規定を準用する。この場合において、「認定対象者」とあるのは「調査対象者」と、「申告書」とあるのは「認定切替申告書」と読み替えるものとする。

（職権による被扶養者の認定の取消し）

第18条 組合は、虚偽の申告、申告漏れ、前条第1項に規定する調査等により被扶養者の要件を欠いている事実が判明したときは、認定日又は喪失日に遡及して被扶養者の認定を取消することができる。

- 2 組合は、前条第1項に規定する資料の提出又は回答を正当な理由なく拒否し、又は同条第2項に規定する認定切替申告書及び必要書類を正当な理由なく提出しなかった組合員に対し、更に期限を定めて当該書類等の提出又は回答を求め、それでもなお当該書類等を提出又は回答しないときは、当該組合員の被扶養者は、その要件を既に欠いているものとみなして、当該書類等又は回答の最初の提出又は回答期限日の翌日又は認定日に遡及して被扶養者の認定を取消することができる。
- 3 組合は、給与主管課、公的機関等からの連絡等により被扶養者の要件を欠いている事実が判明したとき又は被扶養者の認定を取消することが適切であると判断したときは、認定日、喪失日、確認日等に遡及して被扶養者の認定を取消することができる。
- 4 組合は、第1項から前項までの規定により被扶養者の認定を取消したときは、原則として所属所長を経てその組合員に通知しなければならない。

（給付の求償）

第19条 組合は、被扶養者の認定を取消した日（以下「認定取消日」という。）以後に給付を行っているときは、その組合員に対して当該給付額を求償することができる。

（委任）

第20条 この基準に定めるもののほか、被扶養者の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（川崎市役所健康保険組合の解散に伴う被扶養者の取扱い）
- 2 施行日の前日において、川崎市役所健康保険組合（以下「健保組合」という。）の被保険者の被扶養者として認定されていた者は、施行日において、組合に移行した組合員の被扶養者として引き続き認定されたものとみなす。ただし、別に通知がある場合については、この限りでない。

（平成21年の年収額の算定の取扱い）

- 3 平成21年の年収額を算定する場合に限り、第8条第1項第1号中「130万円未満」とあるのは「138万4千円以下」と、同条第2項中「260万円未満」とあるのは

「276万8千円以下」と、第12条第2号及び第4号中「130万円以上」とあるのは「138万4千円以上」と読み替えるものとする。

(第9条の適用に関する経過措置)

- 4 第9条の規定により施行日の属する月から被扶養者の認定を行うにあたっては、「事由発生の前3か月」には施行日の属する月の前月及び前々月は、対象としない。

(第12条の適用に関する経過措置)

- 5 附則第2項の規定により組合員の被扶養者として引き続き認定された者への第12条の規定の適用については、平成22年4月1日(以下「適用日」という。)から行うものとし、適用日前までの取扱いについては、健保組合における被扶養者が別居した場合の認定の例による。

(未決裁文書の取扱い)

- 6 健保組合に施行日前に到達していた健康保険被扶養者(変更)届で未決裁又は処理中のものは、施行日以後、この基準により取扱うものとする。

(被扶養者の認定等の取扱い)

- 7 被扶養者の認定日又は認定取消日が、施行日前の日付けのものは健保組合における被扶養者の認定基準により、施行日以後の日付けのものはこの基準により認定又は認定取消しするものとする。

(健保組合の帳票類の使用に関する経過措置)

- 8 健保組合が作成した保険給付に係る請求書及び添付書類のうち地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第4章第2節に定める請求書に記載すべき事項及び添付すべき書類の要件を満たしているものについては、当分の間、「川崎市役所健康保険組合」とあるのは「川崎市職員共済組合」と、「川崎市役所健康保険組合理事長」とあるのは「川崎市職員共済組合理事長」と、「被保険者」とあるのは「組合員」と、「健康保険」とあるのは「共済組合」と、「健保」とあるのは「共済」と、「健康保険被扶養者(変更)届」とあるのは「共済組合被扶養者申告書」と、「健康保険被扶養者確認通知書」とあるのは「共済組合被扶養者認定通知書」と読み替えて必要な箇所を訂正した上で引き続き使用することができる。

附 則

この基準は、平成28年1月1日から施行する。